

龍ヶ崎市立地適正化計画に係る 届出の手引き



(2019年5月策定)

2022年1月改定

<お問い合わせ>

龍ヶ崎市 都市整備部 都市計画課

電話：0297-64-1111（代表）

E-mail：toshikei@city.ryugasaki.lg.jp

目次

1.	届出制度の概要	1
1.1	立地適正化計画の概要	1
1.2	届出制度の目的	2
1.3	届出の流れ	2
1.4	届出制度に関する留意事項	2
2.	都市機能誘導に係る届出の手続き	3
2.1	届出の対象となる行為	3
2.2	対象区域	3
2.3	届出の対象となる施設(誘導施設)	5
2.4	届出を要しない行為	7
2.5	届出の期日	7
2.6	届出に必要な書類等	7
2.7	届出先等	7
3.	居住誘導に係る届出の手続き	8
3.1	届出の対象となる行為	8
3.2	対象区域	8
3.3	届出を要しない行為	10
3.4	届出の期日	10
3.5	届出に必要な書類等	10
3.6	届出先等	10
4.	届出書様式及び記入例	11
5.	参考資料(区域詳細図面)	26
(1)	区域詳細図面(市街地別)	26
(2)	区域詳細図面(拡大)	31

1. 届出制度の概要

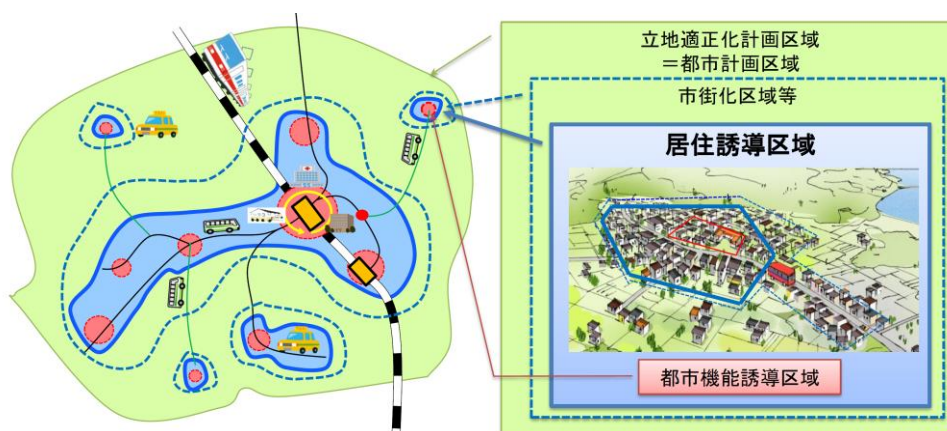
1.1 立地適正化計画の概要

全国的な人口減少や少子高齢化の進行を背景に、今後のまちづくりにおいては、高齢者や子育て世代等、あらゆる世代にとって安心して快適な生活環境の実現と、持続可能な都市経営の確立が課題となっています。この課題に対応するため、商業施設や医療施設、住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が、これらの施設等に公共交通でアクセスできる等、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を踏まえながら、都市全体の観点から都市構造を見直していくことが求められています。

こうした背景のもと、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、行政と市民、民間事業者が一体となった「コンパクトなまちづくり」を促進するための立地適正化計画制度が創設されました。立地適正化計画は、人口減少、少子高齢化に対応し、医療・福祉・商業といった都市機能や居住機能の立地を適正に誘導し、公共交通ネットワークと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるための指針となる計画です。

立地適正化計画では、都市機能や居住を誘導する具体的な区域を設定するとともに、それらを誘導するための施策等を定めます。

■立地適正化計画のイメージ



図出典:改正都市再生特別措置法等について(国土交通省都市局)

■立地適正化計画で定める区域等

- 居住誘導区域:人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域(市街化調整区域等の区域に設定することはできない。)
- 都市機能誘導区域:医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域(原則として、居住誘導区域内の区域に設定する。)
- 公共交通:まちづくりと一体となった公共交通ネットワーク
- 誘導施策:都市機能や居住を誘導するための施策

1.2 届出制度の目的

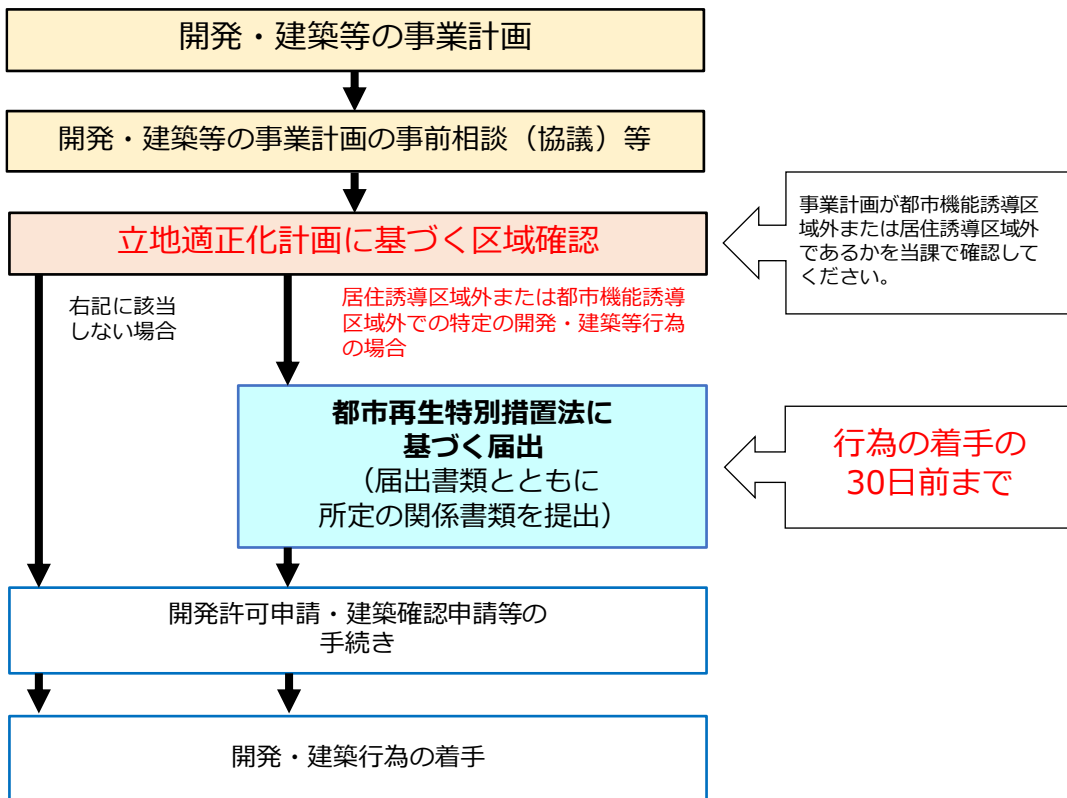
届出制度は、「龍ヶ崎市立地適正化計画」の策定に伴い、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備や、居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握することを目的に運用するものです。都市機能誘導区域や居住誘導区域外の区域で対象となる行為を行う場合は事前の届出が必要になります(都市再生特別措置法第 88 条及び第 108 条)。

1.3 届出の流れ

開発・建築等の事業計画の協議等と合わせて、立地適正化計画に基づく区域確認等を行い、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性を確認します。

届出を要する場合には、必要な届出書と添付書類を行為着手の30日前までに提出してください。

■届出の流れ



1.4 届出制度に関する留意事項

- 必要な届出をしていない場合には、市が届出を求めることがあります。
- 届出内容について修正や調整等が必要な場合には、市が指導・助言を行うことがあります。

2. 都市機能誘導に係る届出の手続き

2.1 届出の対象となる行為

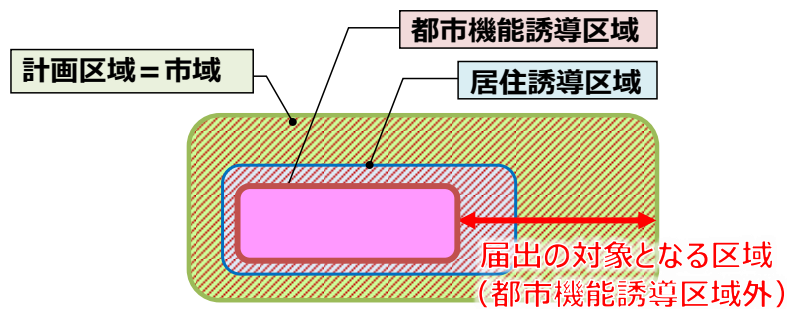
開発行為	▶ 対象となる施設(誘導施設)を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築等行為	▶ 対象となる施設(誘導施設)を有する建築物を新築しようとする場合 ▶ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合
誘導施設の休廃止	▶ <u>都市機能誘導区域内</u> で、対象となる施設(誘導施設)を休止または廃止しようとする場合

2.2 対象区域

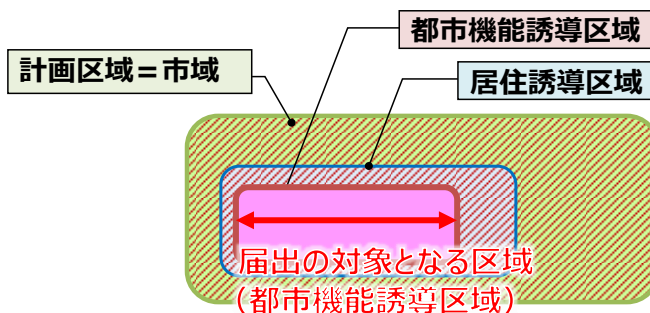
誘導施設を有する建築物の開発行為、建築等行為に係る届出については、基本的に本市の都市機能誘導区域外の区域が届出の対象となります。ただし、都市機能誘導区域内であっても、当該区域の都市機能誘導施設として定められてない都市機能誘導施設を設置する場合には、届出が必要となります(2.3 届出の対象となる施設(誘導施設)を参照)。

また、誘導施設の休廃止に係る届出については、都市機能誘導区域のみ届出の対象となります。

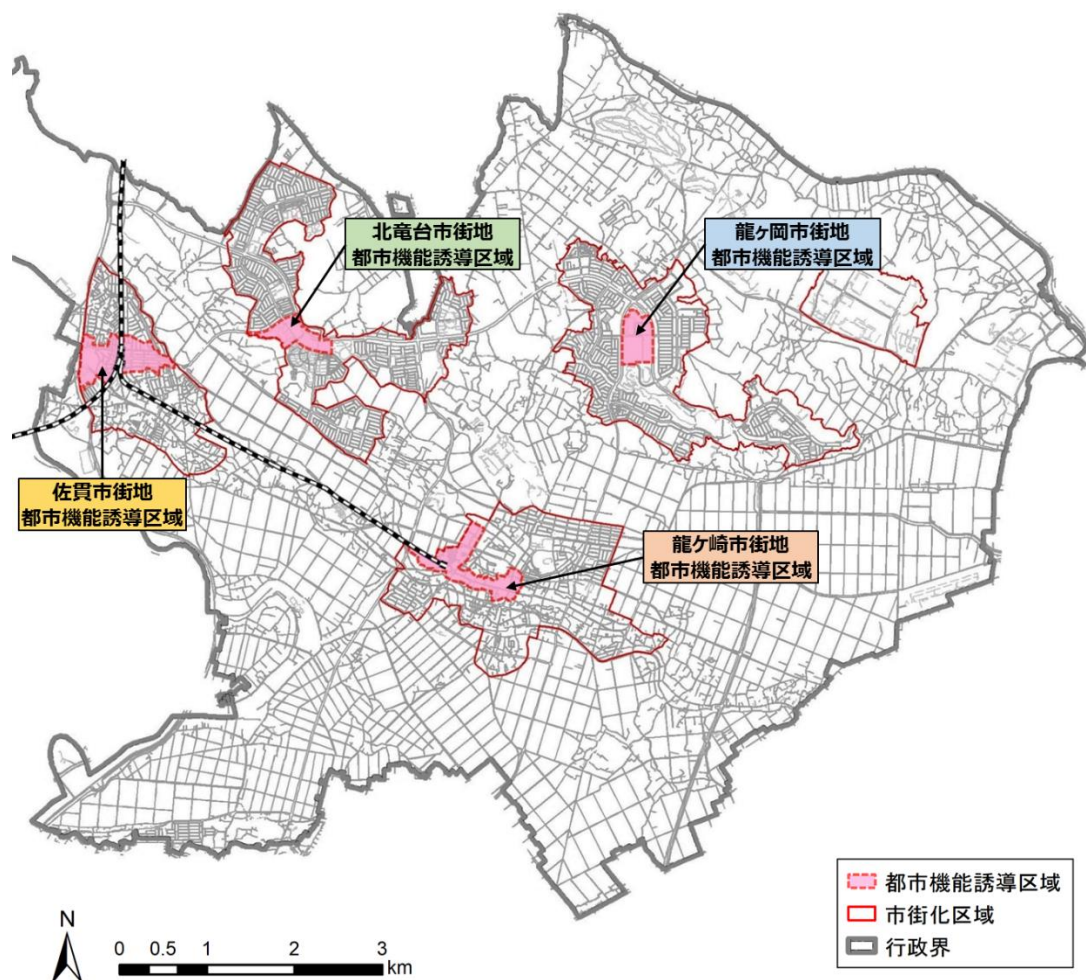
■届出の対象となる区域(誘導施設を有する建築物の開発行為、建築等行為)



■届出の対象となる区域(誘導施設の休廃止)



■本市の都市機能誘導区域



※区域の詳細図については、本資料末尾の参考資料及び市ホームページで確認することができます。不明な点がありましたら当課へお問い合わせください。

2.3 届出の対象となる施設（誘導施設）

本市では、地域の特性等を踏まえながら各市街地ごとに誘導施設を設定しています。届出の対象となる誘導施設は以下のとおりです。

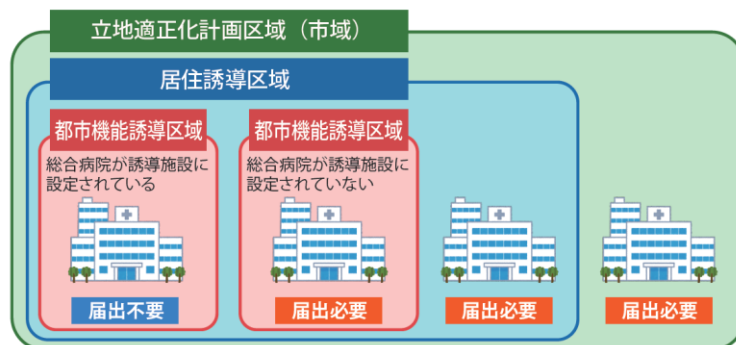
■市街地ごとの誘導施設（○：誘導施設）

都市機能		龍ヶ崎市街地	佐貫市街地	北竜台市街地	龍ヶ岡市街地
行政	本庁舎	○			
	窓口機能		○	○	○
健康福祉	新保健福祉施設 (保健センター、総合福祉センター)	○			
	地域包括支援センター	○			
	健康増進施設 (フィットネスクラブ等)	○	○	○	○
子育て	子育て支援センター		○		○
	駅前送迎ステーション		○		
医療	総合病院				○
商業	大型複合商業施設 (店舗面積 10,000 m ² 以上)	○	○	○	○
	商業施設 (店舗面積 3,000 m ² 以上)	○	○	○	○
	まちなか商業施設	○			
交流	多目的ホール	○			

■届出の要／不要の例

施設及び設置箇所	届出の要／不要
商業施設(店舗面積 3,000 m ² 以上)を龍ヶ崎市街地の都市機能誘導区域に設置しようとする場合	商業施設(店舗面積 3,000 m ² 以上)は龍ヶ崎市街地の都市機能誘導区域における誘導施設であるため、設置に際して 届出は不要
大型複合商業施設(店舗面積 10,000 m ² 以上)を都市機能誘導区域外に設置しようとする場合	大型複合商業施設(店舗面積 10,000 m ² 以上)は誘導施設であるため、都市機能誘導区域外での設置に際しては 届出が必要
総合病院を佐貫市街地の都市機能誘導区域に設置しようとする場合	総合病院は佐貫市街地の都市機能誘導区域における誘導施設ではないため、設置に際しては 届出が必要
龍ヶ崎市街地の都市機能誘導区域において、商業施設(店舗面積 3,000 m ² 以上)を廃止しようとする場合	商業施設(店舗面積 3,000 m ² 以上)は龍ヶ崎市街地の都市機能誘導区域における誘導施設であるため、休廃止に際しては 届出が必要

例 総合病院を立地する場合



■誘導施設の定義

	誘導施設	定義・例
行政	本庁舎	■ 市役所本庁舎
	窓口機能を有する行政施設	■ 各種証明書発行等の行政サービスを受けられる、窓口機能を有する行政施設(具体施設例:市役所出張所、市民窓口ステーション)
健康福祉	新保健福祉施設 (保健センター、総合福祉センター)	■ 保健センター、総合福祉センターの機能を有する複合施設
	地域包括支援センター	■ 地域包括支援センター(介護保険法規定)
	健康増進施設 (フィットネスクラブ等)	■ 健康増進施設認定規程(昭和63年厚生省告示第273号)に基づく健康増進施設及びこれに準ずる施設(具体施設例:トレーニングジム、運動フロア、プール等を一体的に設置するフィットネスクラブ・スポーツジム等)
子育て支援	子育て支援センター	■ 子育て支援センター(児童福祉法に定める地域子育て支援拠点事業を主として行う施設)(具体施設例:さんさん館子育て支援センター)
	駅前送迎ステーション	■ 送迎ステーション(保護者に代わり保育園等への送迎を行う駅前施設)(具体施設例:駅前こどもステーション)
医療	総合病院	■ 200床以上の病床と複数の診療科目を有する総合病院(具体施設例:龍ヶ崎済生会病院)
商業	大型複合商業施設 (店舗面積 10,000㎡以上※)	■ 店舗面積が10,000㎡以上の、食料品、日用品、衣料品等を取り扱う複数の店舗が複合した商業施設(具体施設例:北竜台ショッピングセンター)
	商業施設 (店舗面積 3,000㎡以上※)	■ 食料品、日用品、衣料品等を取り扱う店舗面積 3,000㎡以上の商業施設
	まちなか商業施設	■ 食料品や日用品等の販売を行うとともに、交流機能等も備えた施設
交流	多目的ホール	■ 商工業の振興に資する機能を有するとともに、会議や展示会等、幅広いイベントに活用することができる複合型の施設

※ 店舗面積の定義は大規模小売店舗立地法の定義に基づく(小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積)

2.4 届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- | |
|---|
| ①誘導施設を有する建築物で仮設のもの建築の用に供する目的で行う開発行為
②誘導施設を有する建築物で仮設のもの新築
③建築物を改築し、又はその用途を変更しての誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
④非常災害のため応急措置として行う行為
⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 |
|---|

2.5 届出の期日

誘導施設を有する建築物の開発行為、建築等行為に係る届出については、届出対象となる行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要です。

誘導施設の休廃止に係る届出については、誘導施設を休止または廃止しようとする日の 30 日前までに届出が必要です。

2.6 届出に必要な書類等



届出の種類	必要書類
開発行為 (都市機能誘導区域外) <法施行規則第 52 条>	届 出 書 様式第 18(第 52 条第 1 項第 1 号関係) 添付書類 ①現況図(当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の 周辺の公共施設を表示する図面:縮尺 1,000 分の 1 以上) ②設計図(土地利用計画図等:縮尺 100 分の 1 以上) ③その他参考となるべき事項を記載した図書
建築等行為 (都市機能誘導区域外) <法施行規則第 52 条>	届 出 書 様式第 19(第 52 条第 1 項第 2 号関係) 添付書類 ①敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 100 分の 1 以上) ②立面図(2 面以上)及び各階平面図(縮尺 50 分の 1 以上) ③その他参考となるべき事項を記載した図書
上記の 2 つの届出内容を変更する場合 <法施行規則第 55 条>	届 出 書 様式第 20(第 55 条第 1 項関係) 添付書類 上記それぞれの場合と同様
誘導施設を休止または廃止しようとする場合 (都市機能誘導区域内)	届 出 書 様式第 21 添付書類 原則不要(ただし、必要に応じて位置図等の提出をお願いする 場合があります。)

2.7 届出先等

- 届出書等の提出先:龍ヶ崎市 都市整備部 都市計画課
- 届出書等の提出部数:1部

3. 居住誘導に係る届出の手続き

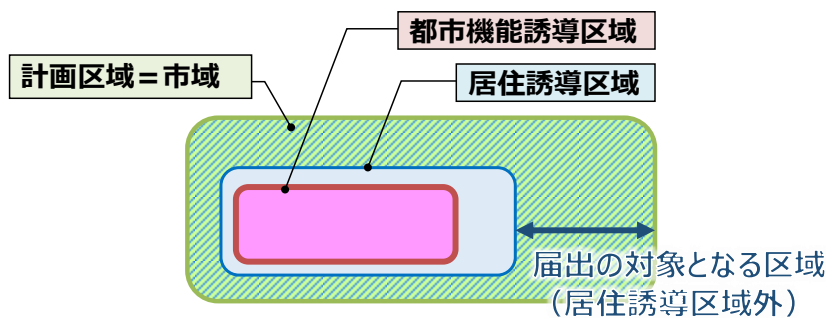
3.1 届出の対象となる行為

<p>開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ➤ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの <p>例</p> <p>3戸以上の開発行為 1,000㎡以上の開発行為 2戸の開発行為(1,000㎡未満)</p>  <p>届出必要 届出必要 届出不要</p>
<p>建築等行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ➤ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 <p>例</p> <p>3戸以上の建築行為 1戸の建築行為</p>  <p>届出必要 届出不要</p>

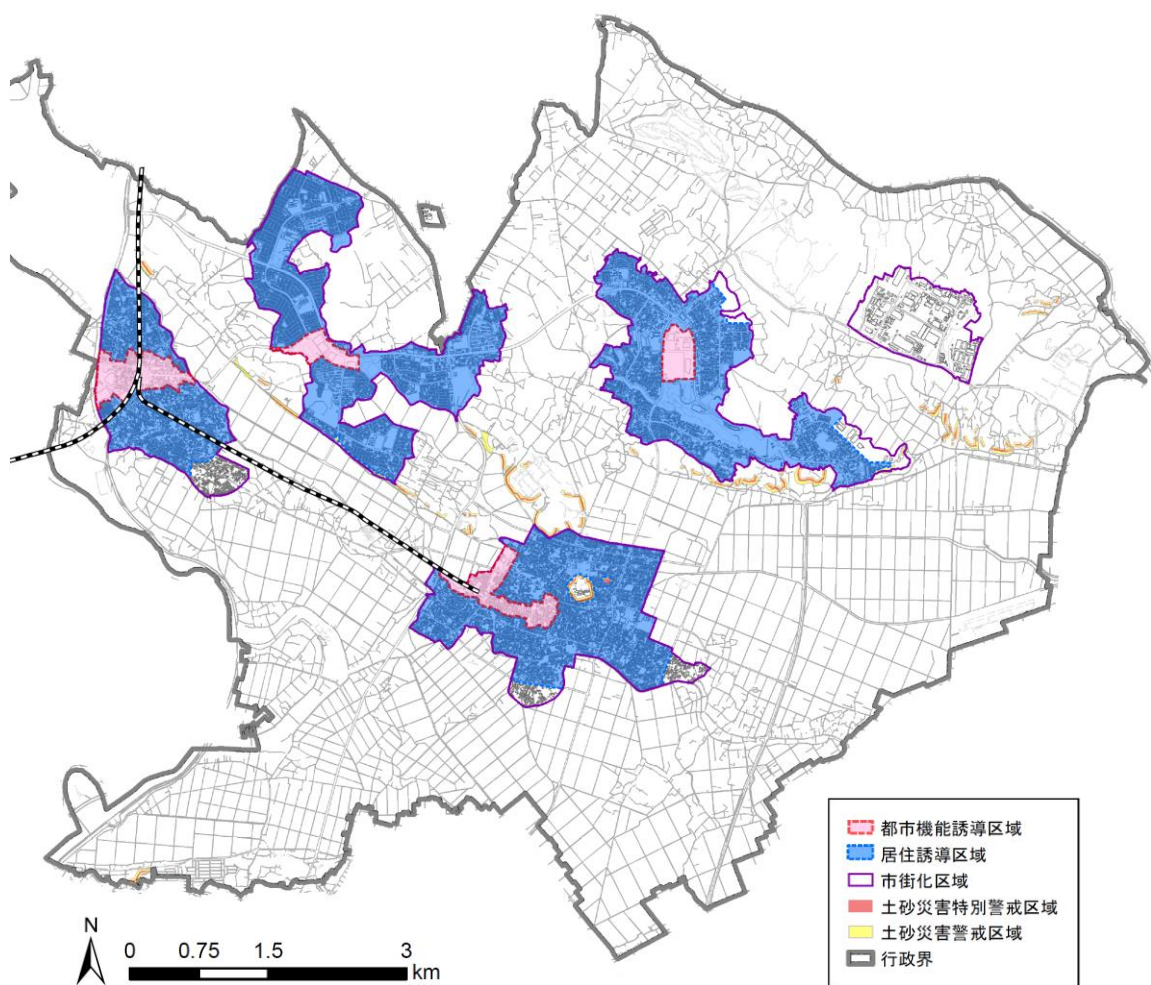
3.2 対象区域

本市の居住誘導区域外の区域が届出の対象となります。

■届出の対象となる区域



■本市の居住誘導区域



※都市機能誘導区域は居住誘導区域に含まれます。

※区域の詳細図については、本資料末尾の参考資料及び市ホームページで確認することができます。不明な点がございましたら当課へお問い合わせください。

3.3 届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- | |
|---|
| ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
②「①」の住宅等の建築
③建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
④非常災害のため応急措置として行う行為
⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準じる行為として政令で定める行為 |
|---|

3.4 届出の期日

届出対象となる行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要です。

3.5 届出に必要な書類等

届出の種類	必要書類
開発行為 〈法施行規則第 35 条〉	届 出 書 様式第 10(第 35 条第 1 項第 1 号関係) 添付書類 ①現況図(当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の 周辺の公共施設を表示する図面:縮尺 1,000 分の 1 以上) ②設計図(土地利用計画図等:縮尺 100 分の 1 以上) ③その他参考となるべき事項を記載した図書
建築等行為 〈法施行規則第 35 条〉	届 出 書 様式第 11(第 35 条第 1 項第 2 号関係) 添付書類 ①配置図(敷地内における住宅等の位置を表示する図面:縮尺 100 分の 1 以上) ②立面図(2 面以上)及び各階平面図(縮尺 50 分の 1 以上) ③その他参考となるべき事項を記載した図書
上記の 2 つの届出内容を変更する場合 〈法施行規則第 38 条〉	届 出 書 様式第 12(第 38 条第 1 項第 2 号関係) 添付書類 上記それぞれの場合と同様

3.6 届出先等

- 届出書等の提出先:龍ヶ崎市 都市整備部 都市計画課
- 届出書等の提出部数:1部

4. 届出書様式及び記入例

■都市機能誘導に係る届出様式及び記入例

1. 開発行為	様式第 18
2. 建築等行為	様式第 19
3. 上記の 2 つの届出内容を変更する場合	様式第 20
4. 誘導施設を休止または廃止しようとする場合	様式第 21

■居住誘導に係る届出様式及び記入例

1. 開発行為	様式第 10
2. 建築等行為	様式第 11
3. 上記の 2 つの届出内容を変更する場合	様式第 12

【都市機能誘導に係る届出】様式第 18 開発行為

様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

【都市機能誘導に係る届出】様式第 18 開発行為 記入例

様式第 18（第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 届出日を記入（行為の着手 30 日前まで）

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住所 龍ヶ崎市〇〇町△丁目××-××

氏名 〇〇株式会社 印
代表取締役△△ △△

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	龍ヶ崎市〇〇町△丁目××-××
	2 開発区域の面積	5,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設（店舗面積 3,000 m ² 以上）
	4 工事	誘導施設名を記載 （5 ページ「市街地ごとの誘導施設」表参照） 令和△△年△△月△△日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	6 その他必要な事	開発行為の行為者 手届の工事着手年月日を記入

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

【都市機能誘導に係る届出】様式第 19 建築等行為

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

{ 誘導施設を有する建築物の新築
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }

について、下記により届け出ます。

年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地目	
	面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築または用途の変更をしようする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

【都市機能誘導に係る届出】様式第 19 建築等行為 記入例

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出日を記入 (行為の着手 30 日前まで)

能ヶ崎市長 殿

届出者 住所 能ヶ崎市〇〇町△丁目××-××

氏名 〇〇株式会社 印
 代表取締役△△ △△

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	能ヶ崎市〇〇町△丁目××-××
	地目	宅地
	面積	5,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設 (店舗面積 3,000 m ² 以上)	
3 改築または用途の変更をしようする場合は既存の建築物の用途	誘導施設名を記載 (5 ページ「市街地ごとの誘導施設」表参照)	
4 その他必要な事項		

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

【都市機能誘導に係る届出】様式第20 届出内容を変更する場合

様式第20 (第55条第1項関係)

行為の変更届出書

年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【都市機能誘導に係る届出】様式第20 届出内容を変更する場合 記入例

様式第20（第55条第1項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入（行為の着手30日前まで）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住所 龍ヶ崎市〇〇町△丁目××-××

氏名 〇〇株式会社 印
代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和△△年△△月△△日
- 2 変更の内容
 - ・面積の変更：変更前5,000平方メートル→変更後4,500平方メートル
 - ・工事着手予定日の変更：変更前令和●●年●●月●●日→変更後令和□□年□□月□□日
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和□□年□□月□□日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和××年××月××日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【都市機能誘導に係る届出】様式第21 誘導施設を休止または廃止しようとする場合

様式第21（第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途および所在地

 - 2 休止（廃止）しようとする年月日

 - 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

 - 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載してください。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

【都市機能誘導に係る届出】様式第21 誘導施設を休止または廃止しようとする場合 記入例

様式第21（第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入（休止または廃止しようとする日の30日前まで）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住所 龍ヶ崎市〇〇町△丁目××-××

氏名 〇〇株式会社 印
代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途および所在地
名称：〇〇スーパーマーケット××店
用途：商業施設
所在地：龍ヶ崎市〇〇町△丁目××-××
 - 2 休止（廃止）しようとする年月日
令和△△年△△月△△日
 - 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
令和△△年△△月△△日～令和××年××月××日
 - 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (3) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (4) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
令和●●年●●月●●日より除却工事に着手予定
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載してください。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - 3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

【居住誘導に係る届出】様式第 10 開発行為

様式第 10（第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

【居住誘導に係る届出】様式第 10 開発行為 記入例

様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出日を記入（行為の着手 30 日前まで）

能ヶ崎市長 殿

届出者 住所 能ヶ崎市〇〇町△丁目××-××

氏名 △△ △△ 印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	能ヶ崎市〇〇町△丁目××-××
	2 開発区域の面積	1,500 平方メートル
	3 住宅等の用途	専用住宅（分譲住宅●区画▲棟○戸） 建築確認と同様の用途を記載
	4 工事の着手予定年月日	開発行為の行為着手届の工事着手年月日を記入 令和△△年△△月△△日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

【居住誘導に係る届出】様式第 11 建築等行為

様式第 11（第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

{ 住宅等の新築 }
 { 建築物を改築して住宅等とする行為 } について、下記により届け出します。
 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }

年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住所

氏 名 印

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地目	
	面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

【居住誘導に係る届出】様式第 11 建築等行為 記入例

様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 { 建築物を改築して住宅等とする行為 }
 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }
 について、下記により届け出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出日を記入 (行為の着手 30 日前まで)

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住所 龍ヶ崎市〇〇町△丁目××-××

氏名 △△ △△ 印

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	龍ヶ崎市〇〇町△丁目××-××
	地目	宅地
	面積	1,500 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	専用住宅 (分譲住宅●区画▲棟○戸) 建築確認と同様の用途を記載	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

【居住誘導に係る届出】様式第 12 届出内容を変更する場合

様式第 12 (第 38 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

年 月 日

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前および変更後の内容を対照させて記載すること。

【居住誘導に係る届出】様式第12 届出内容を変更する場合 記入例

様式第12（第38条第1項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入（行為の着手30日前まで）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 殿

届出者 住所 龍ヶ崎市〇〇町△丁目××-××

氏名 △△ △△ 印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

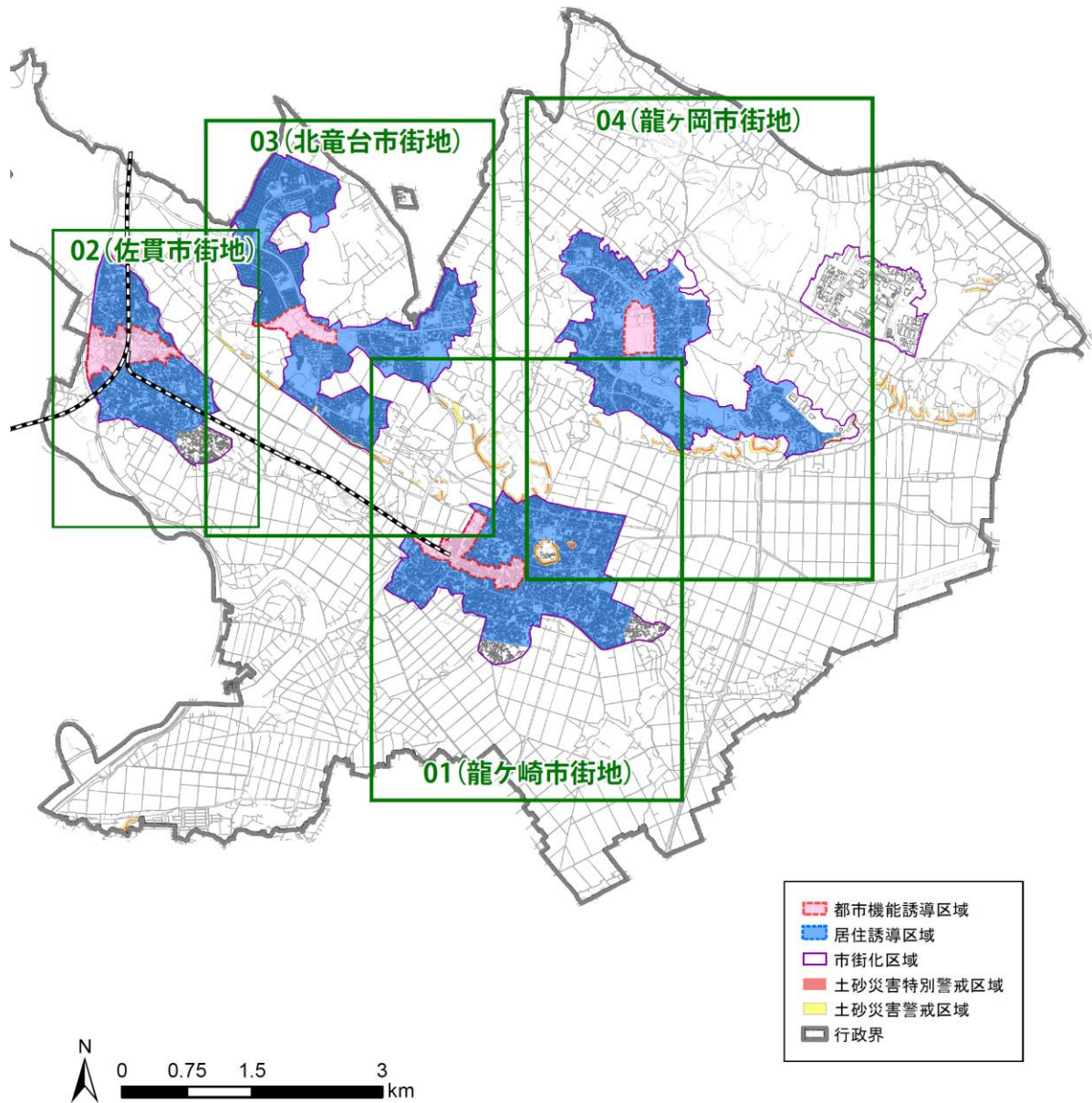
- 1 当初の届出年月日 令和△△年△△月△△日
- 2 変更の内容
 - ・面積の変更：変更前1,500平方メートル→変更後1,200平方メートル
 - ・工事着手予定日の変更：変更前令和●●年●●月●●日→変更後令和□□年□□月□□日
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和□□年□□月□□日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和××年××月××日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前および変更後の内容を対照させて記載すること。

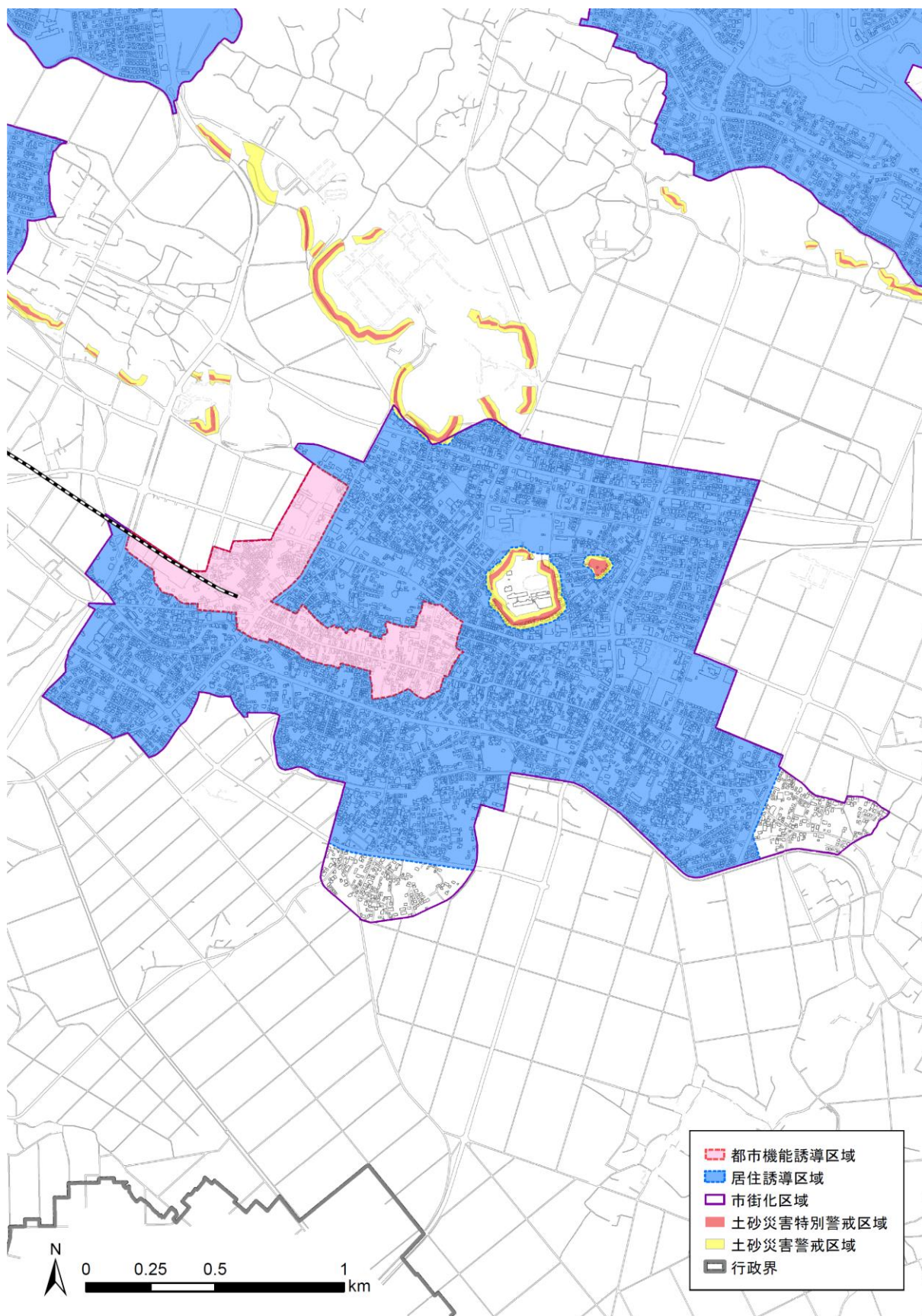
5. 参考資料（区域詳細図面）

(1) 区域詳細図面（市街地別）

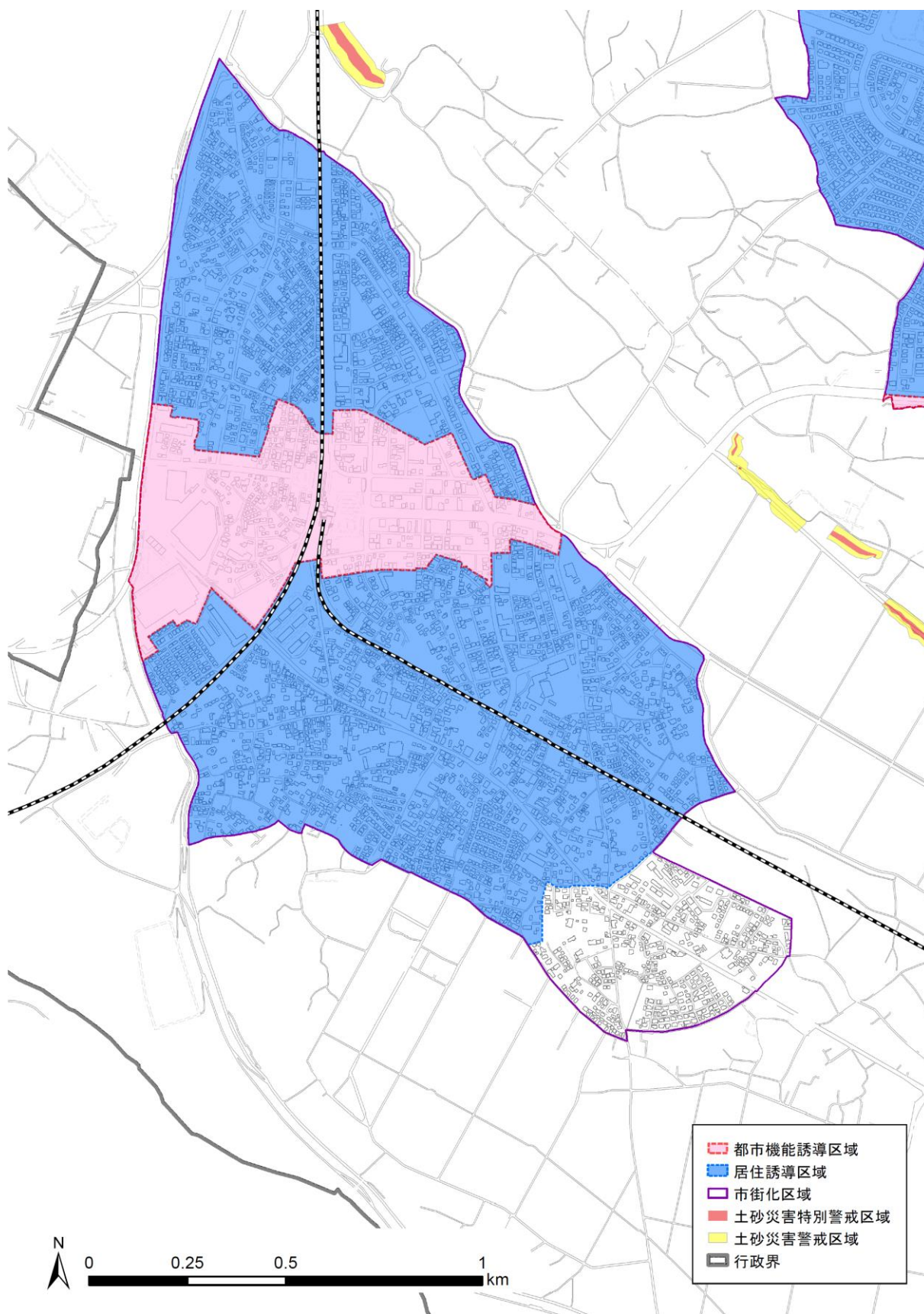
■ 区域詳細図面（市街地別） 索引図



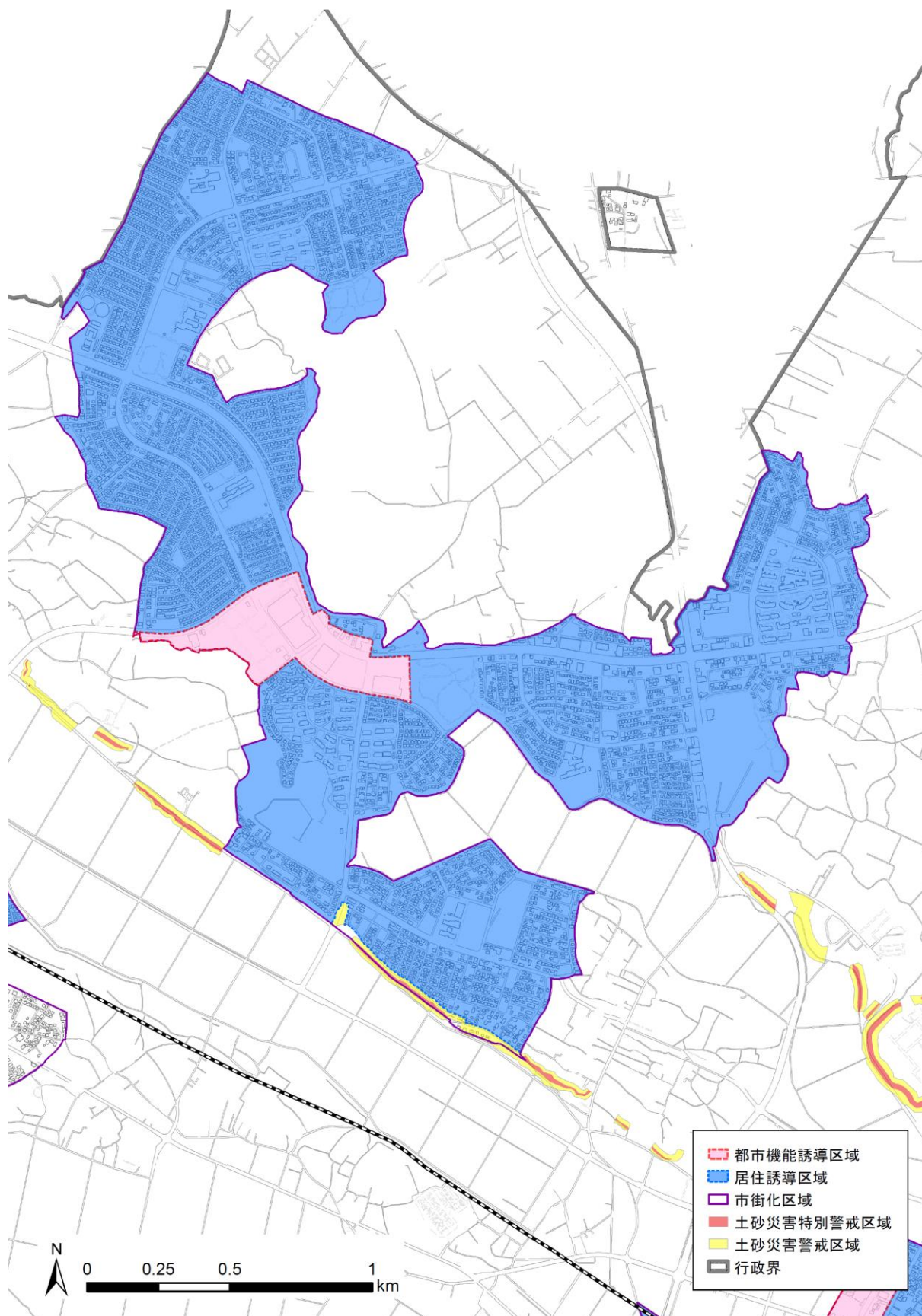
■ 区域詳細図面(市街地別) 01(龍ヶ崎市街地)



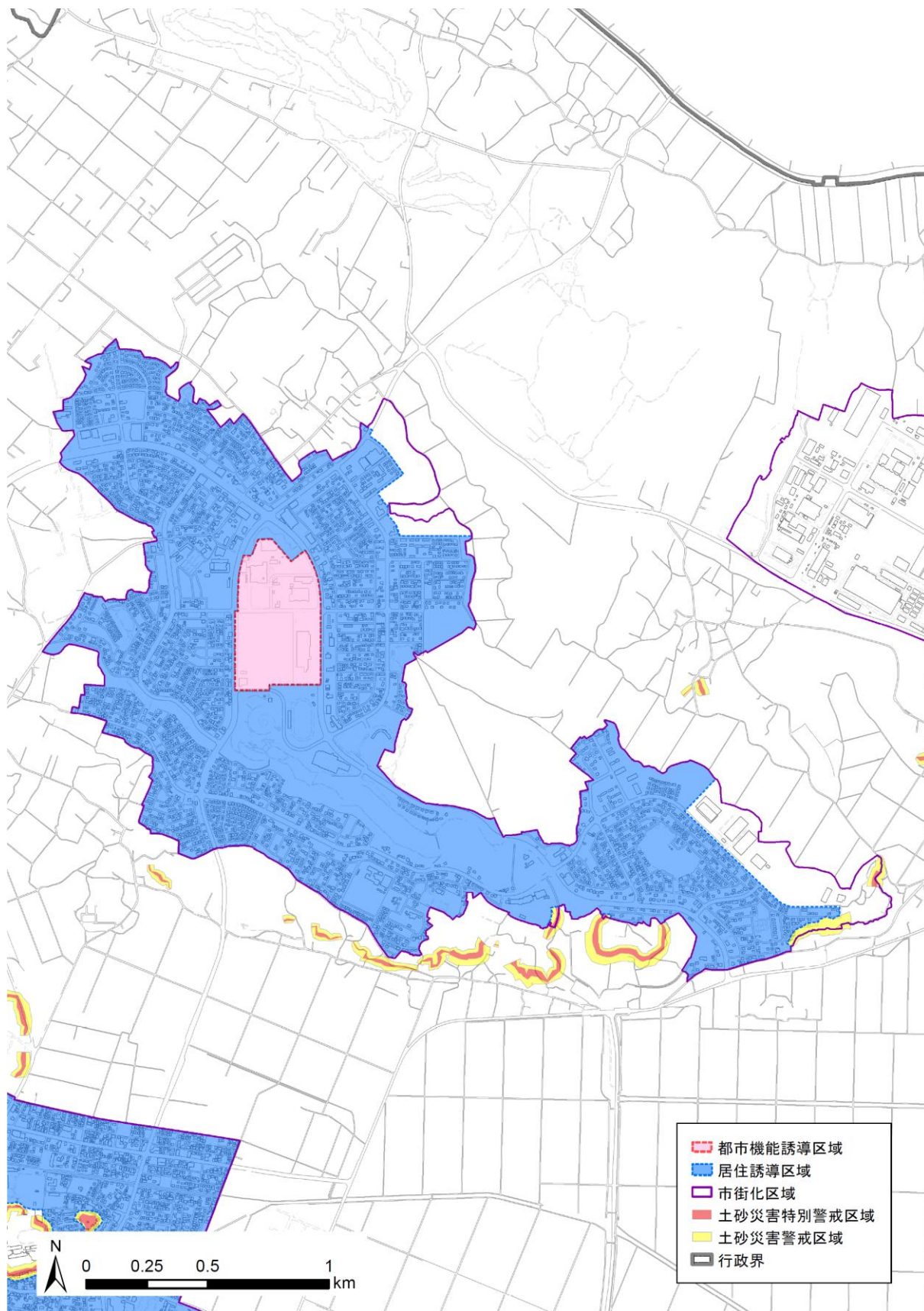
■ 区域詳細図面(市街地別) 02(佐貫市街地)



■ 区域詳細図面(市街地別) 03(北竜台市街地)

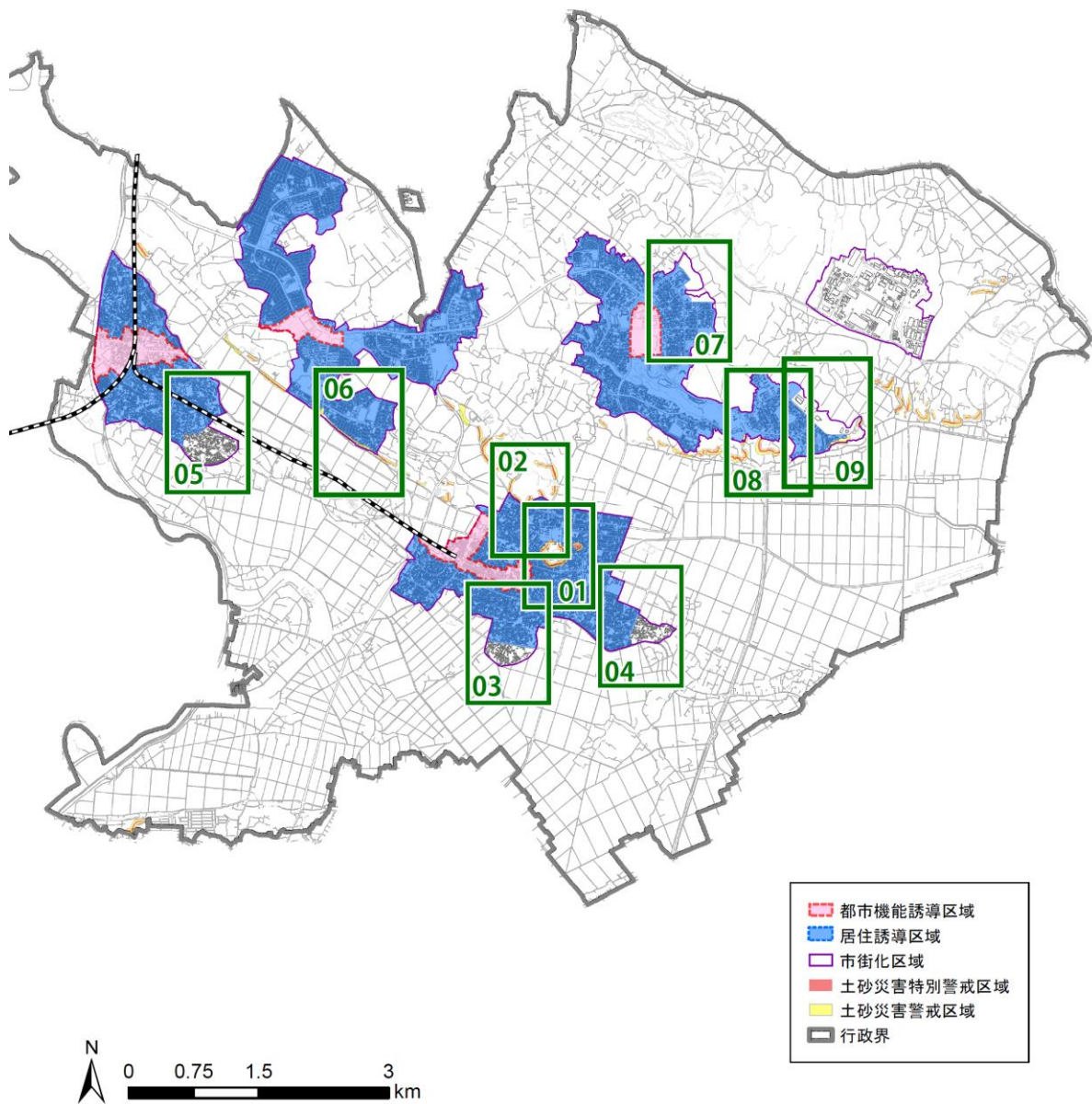


■ 区域詳細図面(市街地別) 04(龍ヶ岡市街地)

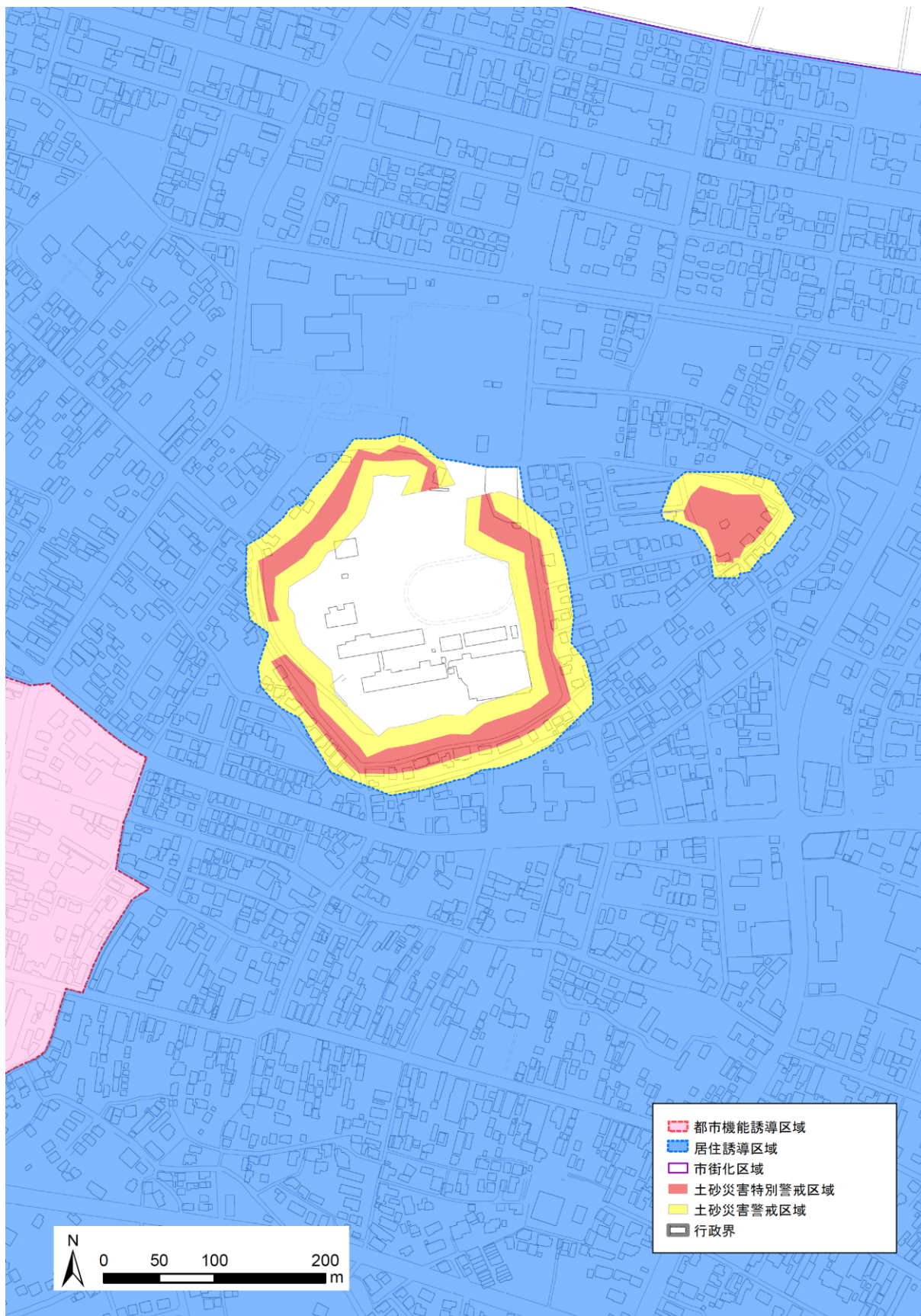


(2) 区域詳細図面（拡大）

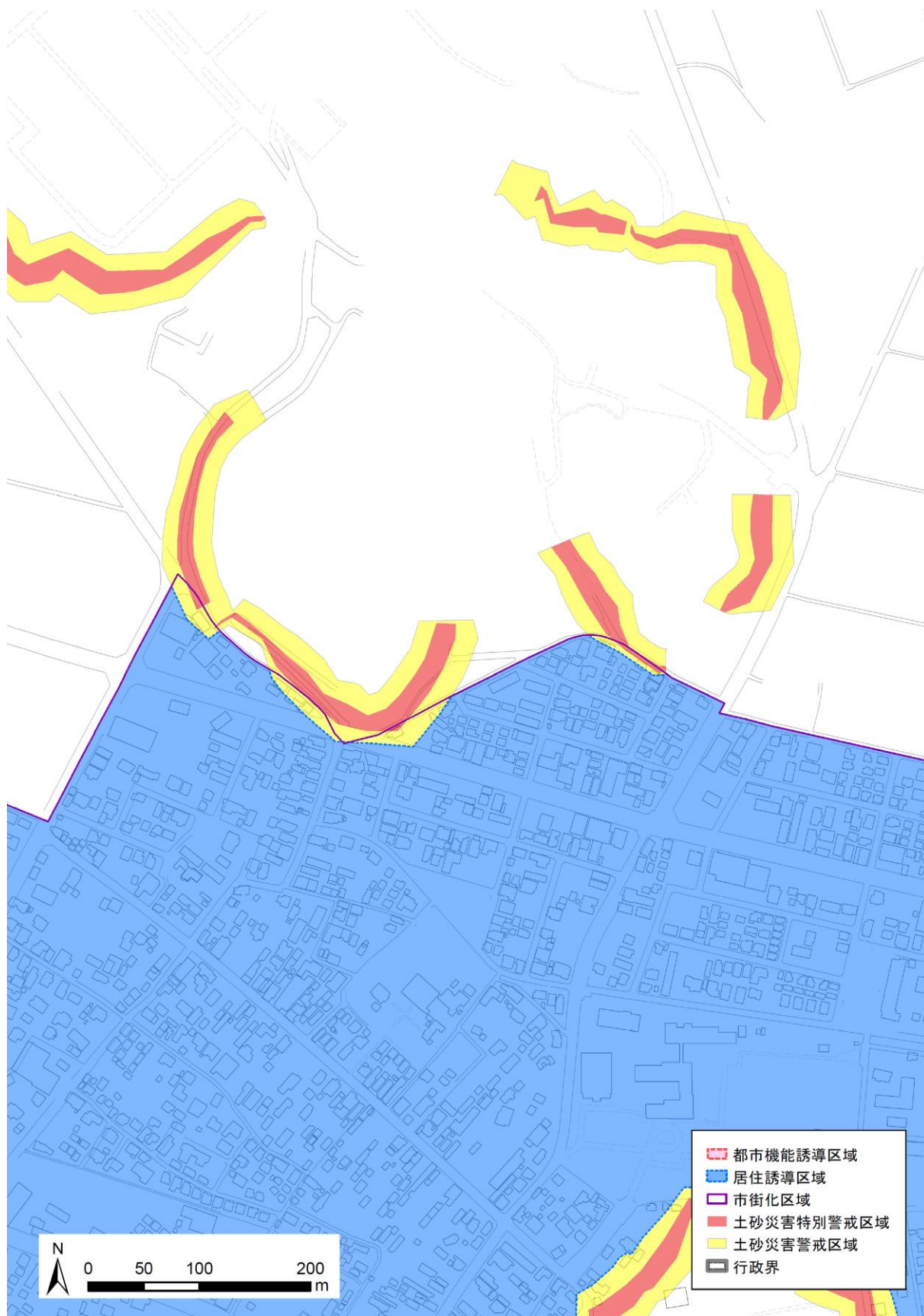
■ 区域詳細図面（拡大） 索引図



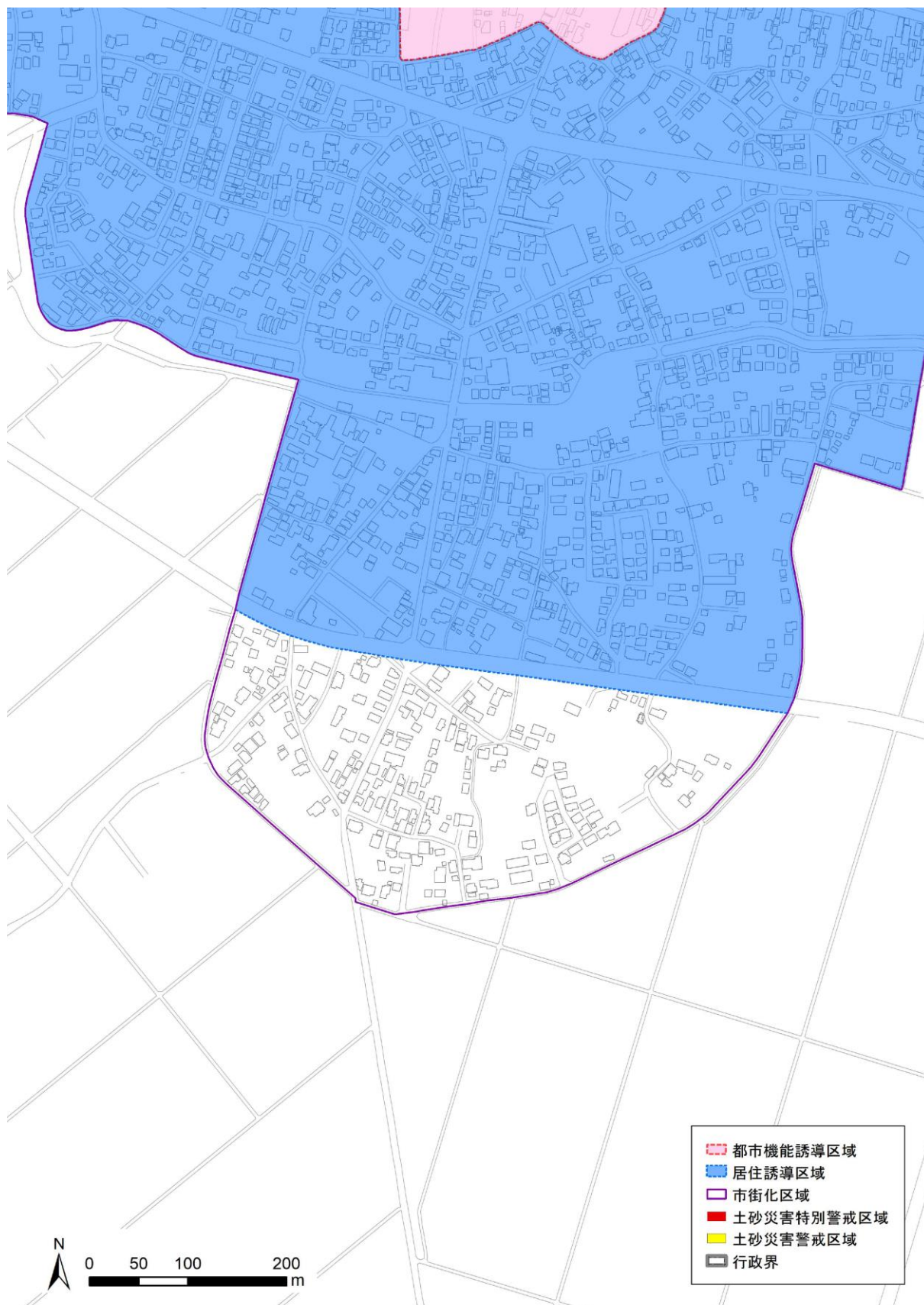
■ 区域詳細図面(拡大) 01(龍ヶ崎市街地 竜ヶ崎第二高等学校周辺)



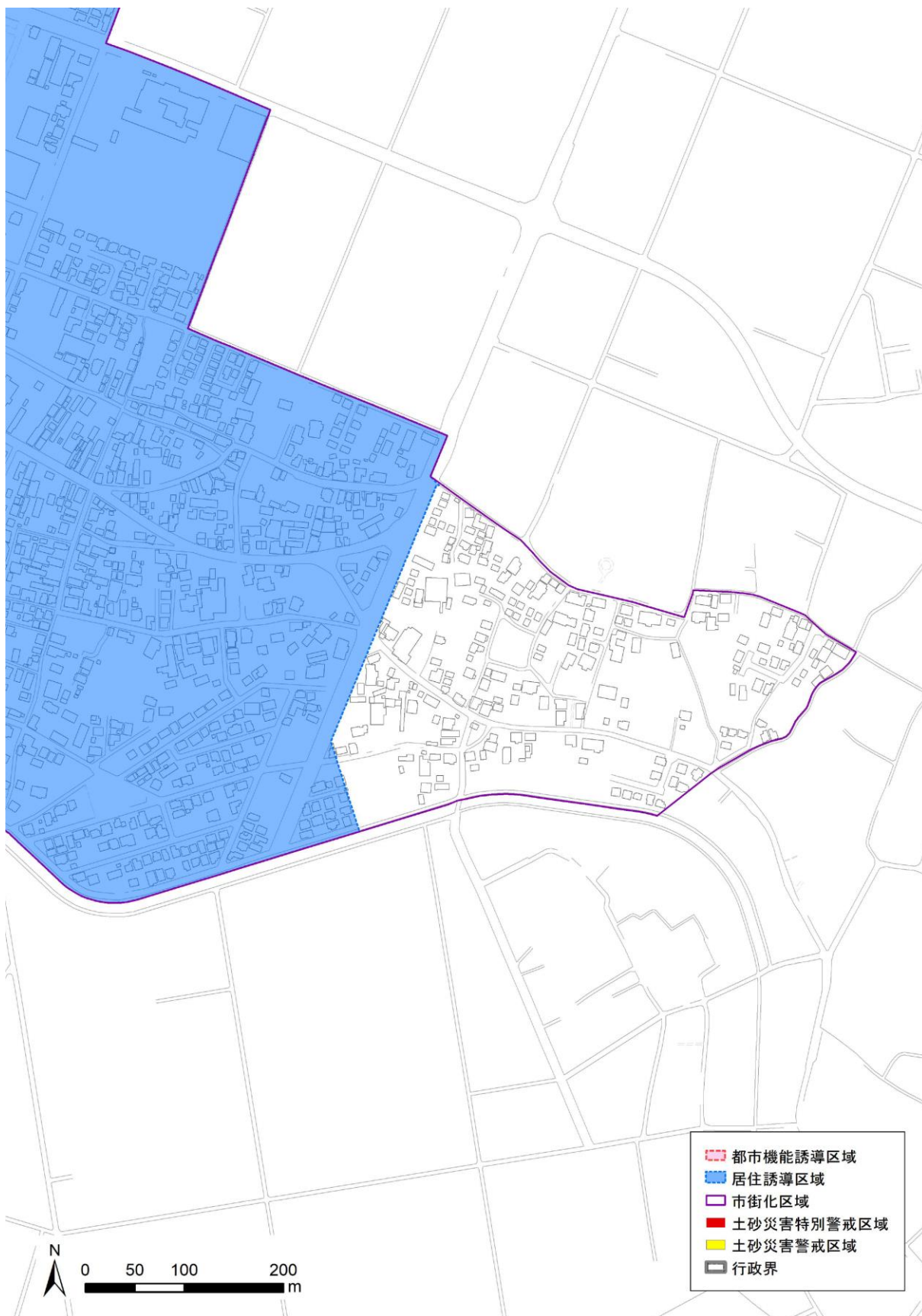
■ 区域詳細図面(拡大) 02(龍ヶ崎市街地 北側)



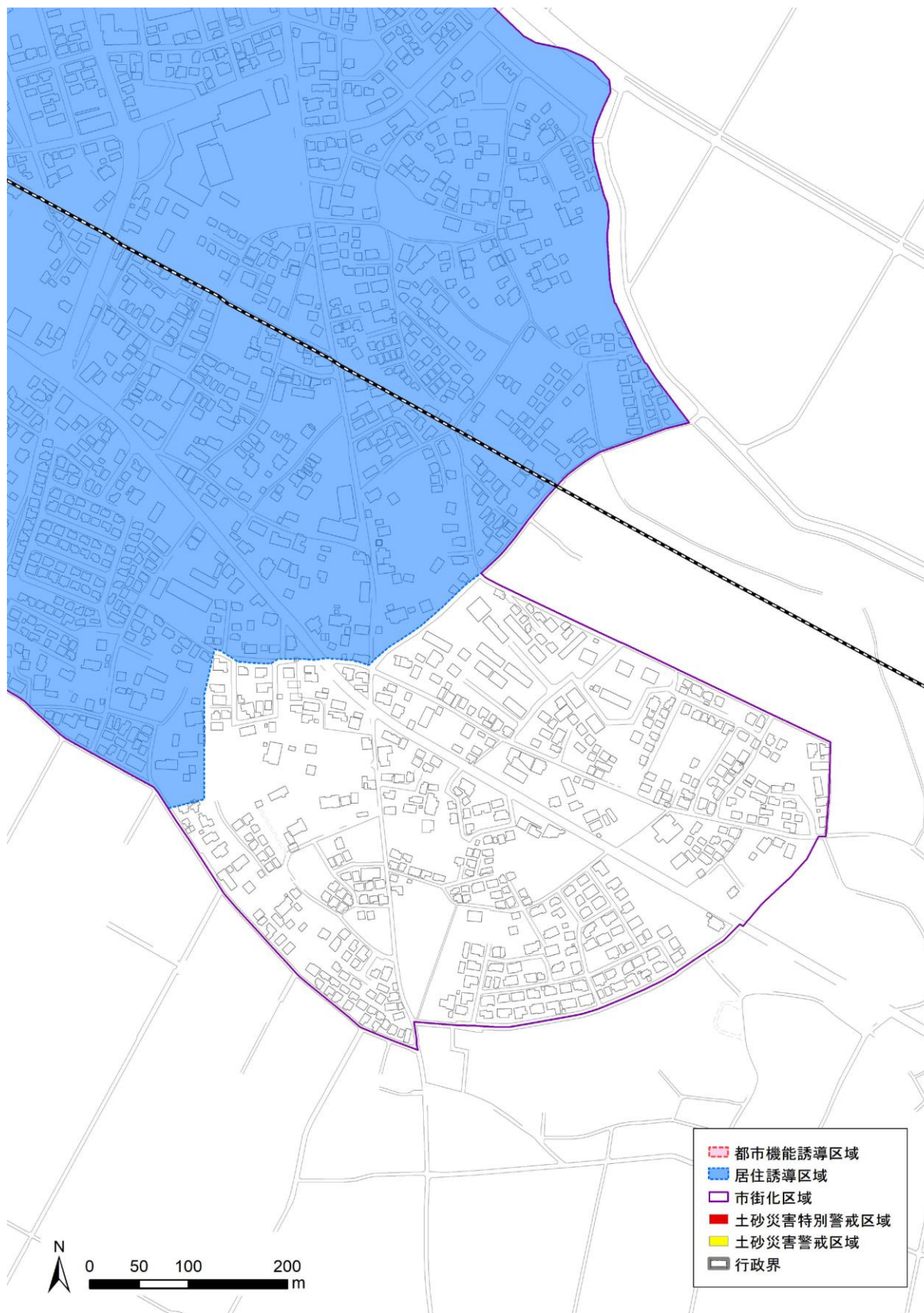
■ 区域詳細図面(拡大) 03(龍ヶ崎市街地 南側)



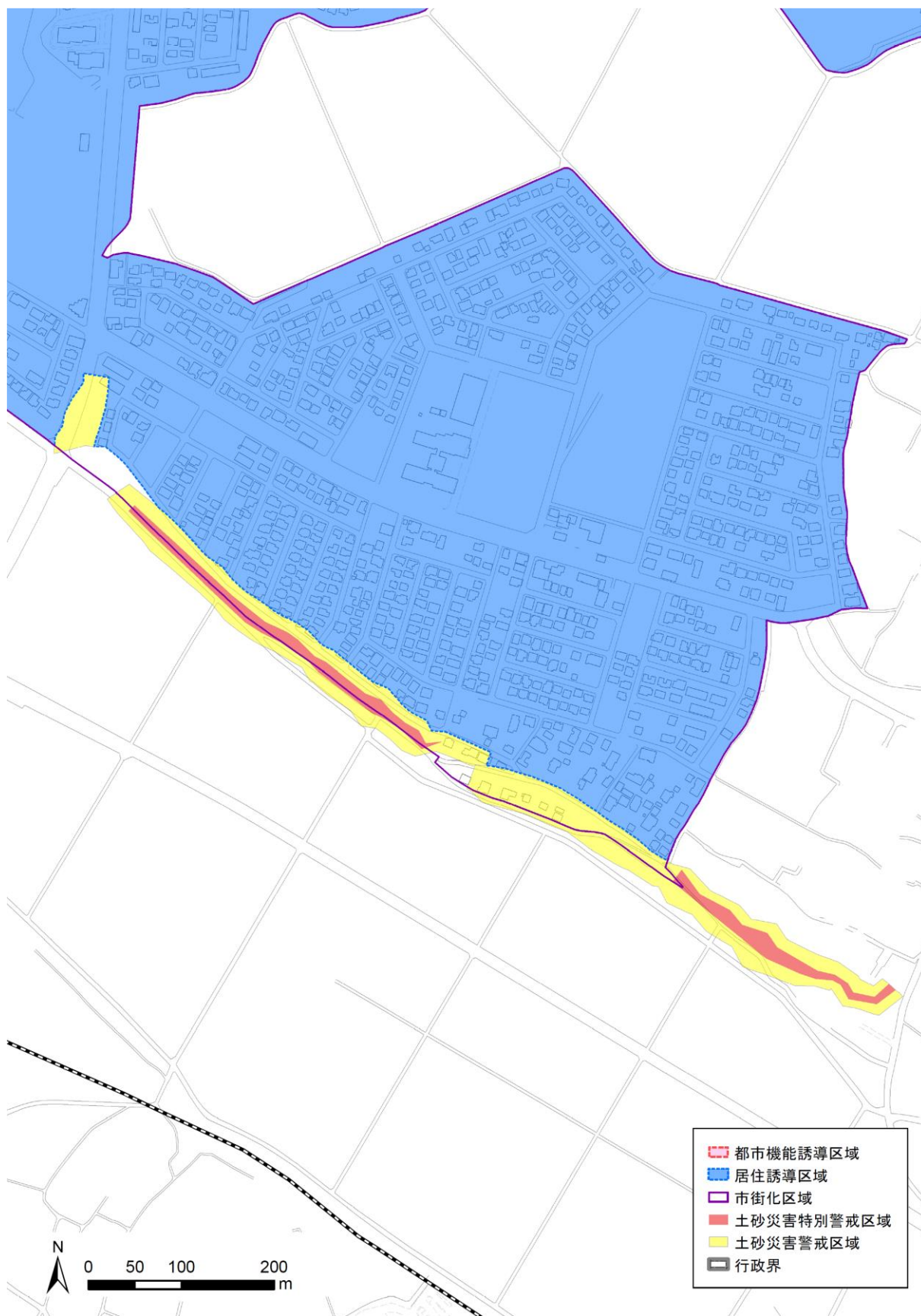
■ 区域詳細図面(拡大) 04(龍ヶ崎市街地 東側)



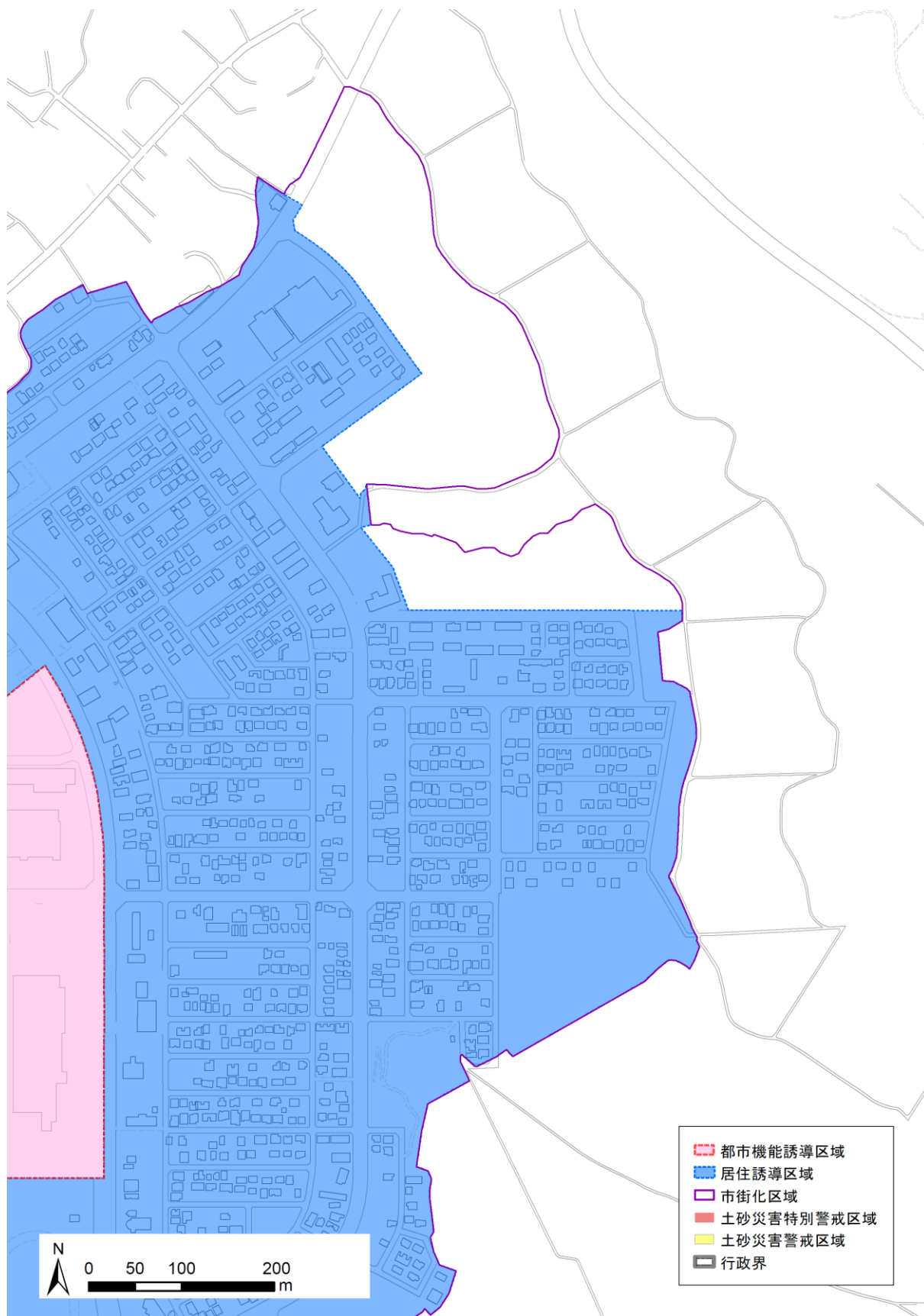
■区域詳細図面(拡大) 05(佐貫市街地 南東側)



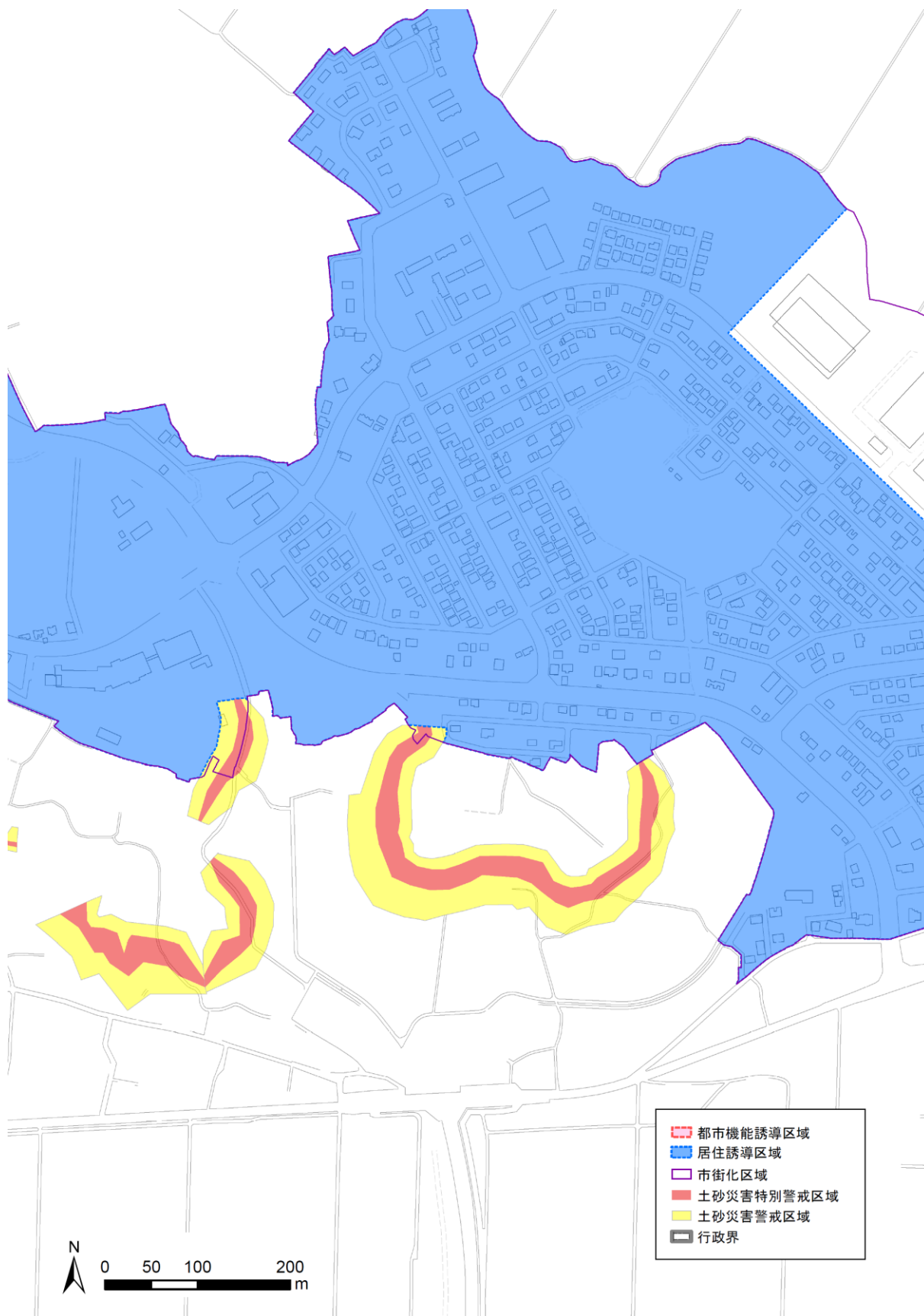
■ 区域詳細図面(拡大) 06(北竜台市街地 南側)



■ 区域詳細図面(拡大) 07(龍ヶ岡市街地 北側)



■ 区域詳細図面(拡大) 08(龍ヶ岡市街地 東側①)



■ 区域詳細図面(拡大) 08(龍ヶ岡市街地 東側②)

